

FAQ 一覧

2026年6月10日時点

Q: e-Rad への入力内容と、研究開発提案書の記載内容は一致させるのか。

A: 研究開発課題名、公募名(事業名)、氏名や所属先情報等の、e-Rad への入力内容と、本提案書の内容は原則的に一致させてください。

Q: 研究開発費の計上において特に注意すべきことは何か。

A: 過去の公募において、以下の誤りが散見されますので、特に注意してください。

(1)研究費(直接経費)の誤記載、特に総額の上限や年度あたり上限金額の超過

- ・ 公募要領に記載された上限金額を超過して不受理となったケースや、研究開発期間の総額を記載すべきところに1年度分のみを記載、あるいは千円単位で記載すべきところを円単位で記載するなどの誤記、また、全研究期間の合計に記載された金額と各年度の本額合計が一致しない等がありました。公募締切後の修正は原則的に認められません。研究開発費(直接経費)は、所定の欄に正確に記載してください。
- ・ 様式1_提案書において、1 ページ目に記載される「研究費総額(直接経費)」と、「7. 各年度別経費内訳」の表中の「研究開発費 合計」の総額とが一致しているか、特に注意してください。
- ・ 研究費(直接経費)は、間接経費を含みません。公募要領第 I 部第 2 章「2.1 研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数等」の表に記載の通り、本公募では、研究費の上限金額が年度ごとに決められており、令和 8 年度 20,000 千円(上限)、令和 9 年度 30,000 千円(上限)、令和 10 年度 30,000 千円(上限)であることから、研究費総額(直接経費)の上限は 80,000 千円です。評価の公平性を担保するため、記載の上限金額を1年度でも超えていると不受理になります(※)ので、ご注意ください。

※1年度目に22,000 千円を、2/3年度目に29,000千円の直接経費を計上する提案書は、1年度目の金額超過によって不受理となります。

(2)直接経費と間接経費の計算および記載方法の誤り

- ・ 公募要領第 2 章「2.1 研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数等」に記載の通り、研究開発費とは、直接経費(間接経費を除く。)の総額であり、様式 1_提案書「7. 各年度別経費内訳」の「研究開発費 合計」には、代表機関および分担機関における直接経費の合計金額を記載して下さい (e-Rad 等において、分担機関については直接経費と間接経費を合計し、代表機関における「委託費」として計上することを求められる場合がありますが、本公募の提案書の記載方法とは異なりますので特に注意)。例えば、代表機関で10,000 千円、分担機関で 10,000 千円の直接経費を計上する場合、令和 8 年度の研究開発費(=研究費総額=直接経費の合計金額)は、20,000千円です。
- ・ 様式_提案書「7. 各年度別経費内訳」における直接経費について、内訳においても、代表機関と分担機関における直接経費の合計額を記載して下さい。例えば設備備品費を代表機関で 1,000 千円、分担機関で 1,000 千円計上する場合には、合計の 2,000 千円を記載してくだ

さい。

Q: 実施体制図や、スケジュール表の記入は必要か。

A: 評価における必要性和、公募の公平性を担保するため、提案書は雛型および記載要領に則って記載して下さい。「5. 実施体制図」や「6. 研究開発の主なスケジュール」に記入すべき情報が示されていない場合、不受理となる可能性があります。

Q: 分担機関や分担者が e-Rad に登録されていることは必須か。

A: 必須です。公募要領「Ⅱ-1.2.2 e-Rad の使用に当たっての留意事項」に記載のとおり、「研究開発代表機関」、「研究開発分担機関」、そして、応募する「研究開発代表者」及び研究に参画する「研究開発分担者」は、原則として応募時までに e-Rad に登録されていることが必要です。e-Rad 登録の有無についても、応募締め切り日から余裕を持って確認して下さい。

Q: 様式1 提案書の、ページ1でチェックを求められているヒト全ゲノムシーケンス解析とは何か。

A: 公募要領第 I 部 3.5 データシェアリングに記載の通り、次世代シーケンサーを利用した全ゲノムシーケンス解析及び全エクソーム解析を指します。なお、次世代シーケンサーを用いる解析のうち、全ゲノム又は全エクソーム以外を対象とするゲノム解析や、アレイ解析、サンガー法によるシーケンス解析は含みません。ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する場合にヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコル様式の提出が無ければ、不受理の扱いとなります。

Q: E-LIFE ヘルスケアナビにおいて、これまで策定された「指針」はどこを見ると閲覧できるか。

A: 指針は、E-LIFE ヘルスケアナビ(<https://healthcare-service.amed.go.jp/>)の、「指針 トップページ」(<https://healthcare-service.amed.go.jp/guide/>)以下に掲載しております。ご参照ください。

Q: 研究分担者が採択後に増える可能性があるが、その場合はどう対応すべきか。

A: 課題の途中で研究分担者が増える場合は、変更承認申請を提出いただき、AMED の承認を得る必要があります。

Q: 応募に必要な提案書類のチェックリストがあるとよい。

A: 必要に応じ、次ページの表をご活用ください。【提出不要】

Q: みなし大企業においても財務状況資料の提出は必須か。

A: 必須です。みなし大企業が代表機関および分担機関に含まれる場合、次ページの表をご参照のうえ、当該企業の財務状況資料を提出してください。資金繰り表の提出が不要となる場合がありますので、事前にご相談ください※。

※ヘルスケア社会実装基盤整備事業担当 e-mail: yobo-kenko"AT"amed.go.jp ("AT"の部分を@に変えてください)

応募に必要な提案書類(公募要領第 I 部第 4 章「4.1.1 応募に必要な提案書類」)

No.	必須/任意	必要な提案書類	備考	記入
1	必須	(様式1)研究開発提案書		○ or ×
2	必須(研究開発分担機関が無い場合は不要)	(様式2)承諾書※1	研究開発分担機関ごとに作成し、研究開発分担機関が複数ある場合は一続きの PDF とすること	1. 分担機関○○大 2. 3. 4. 5.
3	該当する場合は必須	ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコール様式	ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する場合	○ or ×
4	研究開発代表者、研究開発分担者の所属機関が中小企業※2の場合は、必須	財務状況資料 ・財務スコアリング ・直近3年分の法人税申告書一式 ・資金繰り表		代表機関 (非該当/○/×) 分担機関 A (非該当/○/×) 分担機関 B (非該当/○/×)

※1 承諾書は、(様式1)研究開発提案書と併せて公募 web page からダウンロードし、研究開発分担機関として、研究開発代表者へ提出して下さい。

※2 中小企業の定義は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)の定めるところによります。(公募要領第 I 部第 3 章 3.1 応募資格者)